

第 2 回専門委員会における聞き取り概要

1 化成品工業協会

(排出要因)

感光性樹脂の成分である化学物質製造時に溶剤として使用するため。

(対 策)

高濃度のものについては、回収、焼却処理を実施している。低濃度のものについては、活性汚泥処理を実施しているが安定した処理は難しい。

処理技術の導入にあたってはコスト面とともに設置スペースの確保も難しい。

代替可能な既存製品は代替するとともに、新規製品に関しては代替品の使用可否の検討を最優先にしているが、既存製品については品質確保が困難なことや使用品種が多岐にわたるため需要家を含め検討に多くの時間・コストが必要である。

今後は、回収・焼却比率の向上、工程検討による削減を図っていく。

2 日本医薬品原薬工業会

(排出要因)

医薬原薬製造時の反応溶媒として使用するため。

(対 策)

代替品への移行（反応溶媒の変更）は困難。

溶媒として使用後、排水に含まれるものを除き蒸留にて回収しリサイクルしている。

今後は、排水についても蒸留を行い排水濃度の低減を図るとともに、回収した廃液については燃焼処理する予定である。

3 日本界面活性剤工業会

(排出要因)

ポリオキシエチレン系非イオン界面活性剤の製造時及びこれらを原料とする陰イオン界面活性剤製造時に副生成されるため。

(対 策)

副生成抑制、工程水を排水経路へ入れない工夫（中和・洗浄水の分別）、廃棄物の隔離（濃厚廃液・廃棄物の燃焼処理）等の対策を実施している。

4 日本化学繊維協会

(排出要因)

PET 樹脂製造時に副生成されるため。

(対 策)

生産条件と 1, 4-ジオキサンの排水中濃度の因果関係が不明であり、引き続き調査が必要である。

調査結果に基づき、各事業場の排水実態に合わせた効果的な対策を検討する。

5 全国産業廃棄物連合会

現時点で、委託元（排出事業者）から委託先（処理事業者）への情報提供が不足しており、処理事業者からの排出実態を把握する方法すら決められない状況である。まずは、排出事業者から処理事業者へ十分な情報提供がされ、その上で、処理パターンを網羅するかたちでの排出実態調査を行う必要がある。

その後の対応については、化学物質管理、廃棄物処理の制度を活用するとともに、上流側の措置を先行させることが必要である。